

重要事項説明書



甲州市立 松里保育所

甲州市立松里保育所 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	甲州市
事業者の所在地	〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085番地1
事業者の電話番号・FAX	Tel 0553-32-2111(代) FAX 0553-32-1818
代表者氏名	甲州市長 鈴木 幹夫
定款の目的に定めた事業	児童福祉施設

2 施設の概要

種別	保育所					
名称	甲州市立松里保育所					
所在地	甲州市塩山小屋敷 1403番地					
電話番号・FAX	0553-33-4130 (電話番号・FAX番号 同じ)					
施設長氏名	金子 久恵 (* 人事異動により変更になる場合があります)					
開設年月日	昭和29年 4月 1日					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	5人	5人	10人	15人	15人	20人
取扱う保育事業	一時保育、延長保育、障害児保育					
事業所番号	1921351000100					

3 施設・設備の概要

敷地面積		2614.54m ²	
園舎	構造	RC造 平屋建て	
	延床面積	657.82m ²	
施設設備の 数と面積	乳児室	1室	23.00m ²
	ほふく室	1室	51.10m ²
	保育室	3室	162.51m ²
	遊戯室	1室	114.70m ²
	調理室	1室	54.00m ²
	調乳室	1室	3.60m ²
	幼児用 トイレ	3箇所	20.4m ²
	医務室	1室	5.29m ²
	事務室	1室	50.08m ²
	未満児沐浴・トイレ	1室	8.4m ²
倉庫ほか		164.74m ²	
設備の種類	プール、砂場、冷暖房、消防設備、放送等		
屋外遊技場（園庭）	屋外遊技場	1017m ²	

園舎平面図 別紙1 参照

4 施設の目的、運営方針

目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲州市立松里保育所は、以下の運営方針に基づき 就学前の保育を必要とする子どもに、適切な保育・ 教育を提供する
運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく 確保されることを目指す ・ 入所する全ての子どもの最善の利益を考慮し、その 福祉を積極的に増進するよう努める ・ 子どもの意思及び人格を尊重して最もふさわしい保育・ 教育を提供するよう努める ・ 子どもの属する家庭や地域及び様々な専門機関との連携 を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の 子育て家庭に対する支援などをおこなうように努める

5 職員体制

施 設 長	1人（資格：保育士・幼稚園教諭）	8:30～17:15 勤務
保 育 士 * 主任保育士1人含む	5人（常勤）（資格：保育士・幼稚園教諭） * 受け入れ児童数により増減する場合があります	早番7:30～16:15 普通8:30～17:15 遅番10:15～19:00 ローテーション勤務
調 理 員 (栄養士を除く)	2人（常勤）	8:30～17:00 勤務
嘱 託 医	3人（非常勤 内科・歯科・眼科）	

6 保育・教育を提供する日及び時間

(1) 開所日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時30分から午後7時00分まで

※土曜保育については、申請が必要です（平成31年4月から奥野田保育所に於いて共同保育）

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

月曜日から金曜日の保育時間(11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間(11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	夕:午後6時30分から午後7時00分まで

(4) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

月曜日から金曜日の保育時間(8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間(8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝:午前7時30分から午前8時30分まで 夕:午後4時30分から午後7時00分まで

※延長保育については、申請が必要です 別紙2 参 照

7 利用料金

(1) 利用料

市が定める利用料を御支払いただきます(利用料の月額は、後日通知でお知らせします)

(2) 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)の利用料のほかに、次の費用を負担していただきます

利用料(利用者負担)	甲州市が定める利用料
保険に係る費用	日本スポーツ振興センターの災害共済 年額 365円位 * 多少の金額の変動あり (例年155円は、甲州市福祉事務所が助成し 保護者負担は、210円) * ただし保護者負担分は松里保育所保護者会から支出
保護者会費 (保護者会活動費)	年額 8,400円前後(園児1人につき700円/月) ※年によって変動あり保護者会会計さんが現金徴収させていただきます。 (途中入所児につきましては入所時月割りで徴収させていただきます。)
親子遠足	参加費(バス代・入園料他):後日参加者数で精算し現金で集金 * 通行料、行き先、人数で負担金額は変わります
入所用品・教材等	カラー帽子(クラスカラー) 1,000円位 防災クッション(頭巾) 2,330円位 上記以外に 教材(おたより帳、粘土、ワークなど)が必要です。 新入児、進級児、年齢(クラス)、お家にあるものを使用するなどの場合、それぞれ金額は異なります。
月刊誌	3歳以上児(こあら・ぱんだ・ぞう組) 半年分 2,500円前後 年額 5,000円前後
保育標準時間 延長保育料	午後6時30分から午後7時00分 1回50円 ※ひと月のうち20日を超えて延長保育をした場合は、月額 1,000円を上限とする
保育短時間 延長保育料	午後4時30分から午後6時00分 1回100円 ※ひと月のうち20日を超えて延長保育をした場合は、月額 2,000円を上限とする
	午後4時30分から午後7時00分 1回200円 ※ひと月のうち15日を超えて延長保育をした場合は、月額 3,000円を上限とする

上記以外にやむを得ず必要な費用が生じた場合は、別途保護者に説明します

8 支払方法

利用料は口座振替払、
保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等は、現金払いで期日までに集金袋等にて支払う。

9 提供する保育・教育等の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針および保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します

○特定教育・保育および時間外保育の提供

上記6に記載する時間において、保育を提供します

10 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供をおこないます。ただし、3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食給食(主食は家庭から持参)となります

	午前おやつ	昼食	午後おやつ	保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
3歳未満児	9時30分	11時15分	15時15分	(1050kcal) 50%
3歳以上児		11時30分	15時15分	(1400kcal) 40%

* 時間については多少前後することもあります

※献立表は、市の栄養士が作成し、毎月(または2ヶ月分ずつ)別途お知らせします

※給食は調理員(2名)により、自園の調理室で安全な食材で衛生的に調理します

※離乳食は、保育所給食食材チェック表(離乳食～幼児食)を記入していただき、対応します

※食物アレルギーがある場合、除去食の提供をしていますので、ご相談ください

それにより調理担当者(市栄養士)、担任保育士を交え、適切な対応に努めます

※年間食育計画に基づき、子どもたちと野菜作りや、クッキングなどに取り組む

※地産地消

11 毎日の保育・教育の流れ

1日の保育内容			
0・1・2歳児		3・4・5歳児	
時間	保育内容	時間	保育内容
7:30	延長保育①	7:30	延長保育①
8:30	健康観察・持ち物整理 自由遊び・排泄・手洗い	8:30	健康観察・持ち物整理 朝の会 自由遊び・体操
9:30	おやつ		排泄・手洗い・うがい
10:00	総合保育	10:00	年齢別総合保育 自由遊び
11:00	排泄・手洗い 給食の準備 給食		排泄・手洗い・うがい
		11:30	給食の準備 給食
12:20	片付け・排泄・手洗い 歯みがき(うがい) 午睡	12:30	排泄・手洗い・歯みがき 午睡(個人差あり)
15:15	おやつ 降所準備(個別検査) 帰りの会 順次降所	15:15	おやつ 降所準備(個別検査) 帰りの会 順次降所
16:30	延長保育②(短時間認定)	16:30	延長保育②(短時間認定)
18:30	延長保育③(標準時間認定)	18:30	延長保育③(標準時間認定)
19:00	保育終了	19:00	保育終了

保育時間				
7:30			18:30	19:00
保育標準時間(11時間)				延長保育 ③
7:30	8:30		16:30	18:30
延長保育 ①	保育短時間(8時間)		延長保育 ②	延長保育 ③

* お散歩

屋外遊戯場以外に 地域各所にお散歩に行きます (別紙「お散歩マップ」)

12 クラス編成

年 齢	ク ラ ス 名
0歳児	ひよこ組
1歳児	
2歳児	うさぎ組
3歳児	こあら組
4歳児	ぱんだ組
5歳児	ぞう組

13 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

別紙3 (3歳以上児)

参照

別紙4 (3歳未満児)

(2) 毎日持参いただくもの

- ・ 通園かばん ・ 手さげ袋 ・ 水筒(麦茶、緑茶など) ・ 手拭タオル
- ・ * 前日着替えた場合は着替えと着替え持ち帰り用の袋
- ・ おたよりノート(毎日検温とチェックをお願いします) ※未満児は連絡帳
- ・ ハンカチ ・ ティッシュ
- ・ コップ ・ 箸(スプーン、フォーク) ・ お弁当(白ごはん)…月1回「完全給食」の日のご飯不要
- ・ * 3歳未満児はコップとフォーク、スプーン・口拭き・食事前エプロン

(3) 服装について

- ・ カラー帽子を着用し、登園してください(乳児は担任とご相談ください)
- ・ 動きやすく、脱ぎ着しやすい服装
- ・ ひもやフードなどの引っかかりやすい服は避けるようにしてください

(4) その他ご用意いただくもの

- ・ 各年齢で必要に応じて担任よりお知らせします

14 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください

- ・ 欠席、遅刻する場合は、**必ず朝9時までに連絡**してください
- ・ お昼12時を過ぎると給食の提供ができなくなります。12時以降に登園になってしまう場合はご家庭で昼食を済ませてきてください
- ・ 毎朝の健康状態をみてください。また、ご家庭で体調に変化があったときにはお知らせください。**ご家庭での検温と体調をノートに記入してきて下さい**
- ・ 危険なもの、お金、お菓子、おもちゃなどは持ってこないようにしましょう
- ・ 送迎は、保護者が責任を持って保育室の前までお願いします
- ・ **3歳以上児で咳や風症状のある子はマスクの着用をお願いしています。**
- ・ **門の開閉(および施錠…スライド棒)は必ず保護者の方がおこなってください**
- ・ 送迎の際、園の前の道は**一方通行**としますので、ご協力ください(園関係車以外は普通に通行しますのでご注意ください **一方通行7:30~9:30/16:00~18:00**)

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください

- ・ 帰宅して異常のあった場合は、**すぐに保育所へ連絡**してください
- ・ お迎えの時は駐車場も混み合うので、**速やかに帰る**ようにしましょう
- ・ 送迎時間や送迎者がいつもと違う時は、**必ず連絡**してください

15 保育所と保護者の連携について

- ・ 保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育をおこないます
- ・ 心配なこと、わからないことはいつでも職員にお尋ねください
- ・ 「園だより」や「献立表」は、見えるところに貼ってご覧ください。特に「園だより」には、お知らせや行事予定などあります。また、おたより帳にもお手紙や担任からの連絡事項もありますので、毎日確認してください
- ・ お子さまに特殊な病気や癖のある場合は、担任にお知らせください
- ・ わからないことやお気づきのことがありましたら、いつでも所長や主任(担任)保育士にご相談ください

16 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

松里保育所では、市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施しています

園児健康診断

内科検診	全園児	2回(春・秋)
歯科検診	全園児	2回(春・秋)
眼科検診	全園児	1回(5月)
尿検査	全園児	2回(春・秋)

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・ 保育所は集団生活となります。乳幼児は抵抗(免疫)力が十分ではありません
各種予防接種や市の乳幼児健診など受けることをお勧めします
- ・ 毎月、身長と体重の測定をおこないます
- ・ 発熱、嘔吐、その他いつもと違い、気になる状態のときは『緊急連絡票』 **別紙5**
により、連絡することがあります
- ・ 感染症の場合、『登園許可証』 **別紙6-1** の提出が必要となります
(必ず主治医の診断を受け、主治医に証明していただいでください)
(新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザにつきましては **別紙6-2** 参照)
- ・ 慢性疾患、アトピー性皮膚炎等については、保育所へご相談ください
- ・ 医師の診断により「食物アレルギーのため、食品の除去が必要」とされる場合
保育所へご相談ください
- ・ 保育所での投薬について
保育所では、次に該当する場合に限り、届出をしていただいでからお薬をお預かりし対応します
 - * 保育時間内の投薬が必要であると医師が判断した場合
 - * 特定の症状が出た時に投薬を必要とする疾患を持っているお子さんで、
保育時間内であっても投薬が必要であると医師が判断した場合
(例:軟膏、座薬など)

(受診の時、投薬を朝夕2回にしてもらうなど、まずは医師にご相談ください)

17 感染症対策について

松里保育所では、感染症や食中毒が発生、またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」および「松里保育所感染症マニュアル」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努めます

- ・ 保育所での予防策: 検温、マスク着用、手洗い、うがいを励行 薬剤による消毒 など
 - ・ 発生した場合は、園だより・園メール・掲示板・お手紙などで連絡します
- ※必要に応じ関係機関へ報告

18 障害児保育について

- ・ 医療機関、児童相談所等関係機関と連携し保育、教育を提供する

19 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・ 医療機関、児童相談所等関係機関と連携し保育、教育を提供する

20 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています

(1) 内科医

医療機関の名称	あめみや医院
医院長名	雨宮 秀樹
所在地	甲州市塩山上井尻1419
電話番号	0553-32-5511

(2) 歯科医

医療機関の名称	早乙女歯科医院
医院長名	早乙女 修一
所在地	甲州市塩山上於曾1267
電話番号	0553-33-2703

(3) 眼科医

医療機関の名称	斉藤眼科
医院長名	斉藤 哲規
所在地	甲州市塩山上塩後285-1
電話番号	0553-32-8155

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです

地 域 防 災 拠 点	甲州市役所	塩山上於曾1085-1	TEL 32-2111(代)
広 域 避 難 場 所	甲州市立松里小学校 (保育所第3避難場所)	塩山小屋敷1378	TEL 33-3006
そ の 他	保育所第1避難場所:園庭 第2避難場所:松里保育所第2駐車場		

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医または、お子さまの主治医に相談する等の措置を講じます

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処をおこないますので、あらかじめご了承ください

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	日下部警察署 塩山分庁舎	TEL 32-0110
	松里警察官駐在所	TEL 33-4442
消 防 署	東山梨消防本部・塩山消防署	TEL 32-0119
甲 州 市 役 所	子育て支援課	TEL 32-5081
隣 家	雨宮 文雄 様 (東隣)	TEL 33-3365
	雨宮 美代子 様 (北向かい)	TEL 33-3383
病 院 (嘱託医のほか)	塩山市民病院	TEL 32-5111
	山梨厚生病院	TEL 23-1311

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています

防火管理者	所長 金子 久恵		
消防計画届出年月日	塩山消防署 2022年 4月11日		
避難訓練	松里保育所 避難訓練年間計画表のとおり	別紙7	参照
防火設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など	別紙1	参照

・震度5強以上の大規模地震及び東海地震に係る「警戒宣言」が発令された場合の対応については、甲州市子育て支援課で出された『保護者の皆さまへ』（別紙8 参照）のとおりです。保育中の場合で保育所にとどまることが危険と判断した時には、園外へ避難します。その際には避難場所を『**すぐーる**』（事前登録）および掲示しておきます。保護者等がお迎えに来るまでは、安全に配慮しながら、お子さまをお預かりしています。入所時に**引き渡しカード**を配布します。**非常時のお迎えの時にはカードを持参**してください。

※非常時園児引渡しカードおよび保育所避難場所については、別紙 **資料9** のとおりです

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済
保険の内容	医療費 障害・死亡の見舞金
保険金額	年額 365円※多少変動あり (うち210円保護者負担、155円は甲州市福祉事務所が助成) * 保護者負担分は、 松里保育所保護者会費から支出

* その他 山梨県保育協議会 「こども総合保険」(園児のための総合補償制度)があります ※任意加入

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：年度末の保護者へのアンケート、 保育士等の自己評価に基づき、職員で話し合う 公表方法：書面にて公表する
----------	--

26 苦情相談窓口

- ・ 保育所では、保護者からの相談や苦情などに適切に対応する体制を整えています
- ・ わからないことやご意見、ご要望などについても、お気軽にお申し出ください 別紙10
- ・ 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています

27 地域の育児支援について

- ・ 一時預かり保育の実施、園庭開放(随時:事前連絡)の実施などおこなっています

28 個人情報の取り扱いについて

- ・ 保育所では、園児やその家族に係る個人情報の保護には十分留意します。
ただし以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用する場合があります。
同意される場合には、別紙『個人情報使用同意書』にサイン及び印を、同意されない場合にはその旨、お伝えください。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育園(所)等へ転園する場合、その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- 甲州市や山梨県の広報、CATV、新聞、テレビ、その他関係機関で保育所への取材があった場合、写真や映像を使用すること(HPへの掲載も含む)

29 虐待防止への取り組みについて

- ・ 保育所では、園児の人権保護のため、身体的・心理的・性的虐待・ネグレクトが疑われる事例あった場合、市の保健師・相談員、緊急の場合は直接児童相談所へ通告することが義務付けられています。同時に園内においても保育士による過剰な指導のないようチームとして取り組み、研鑽し、園児の健やかな成長を保障します。
子どもは未来ある宝物です。子育てにおいて不安や負担がある時は一人で抱えず、いつでもご相談ください。

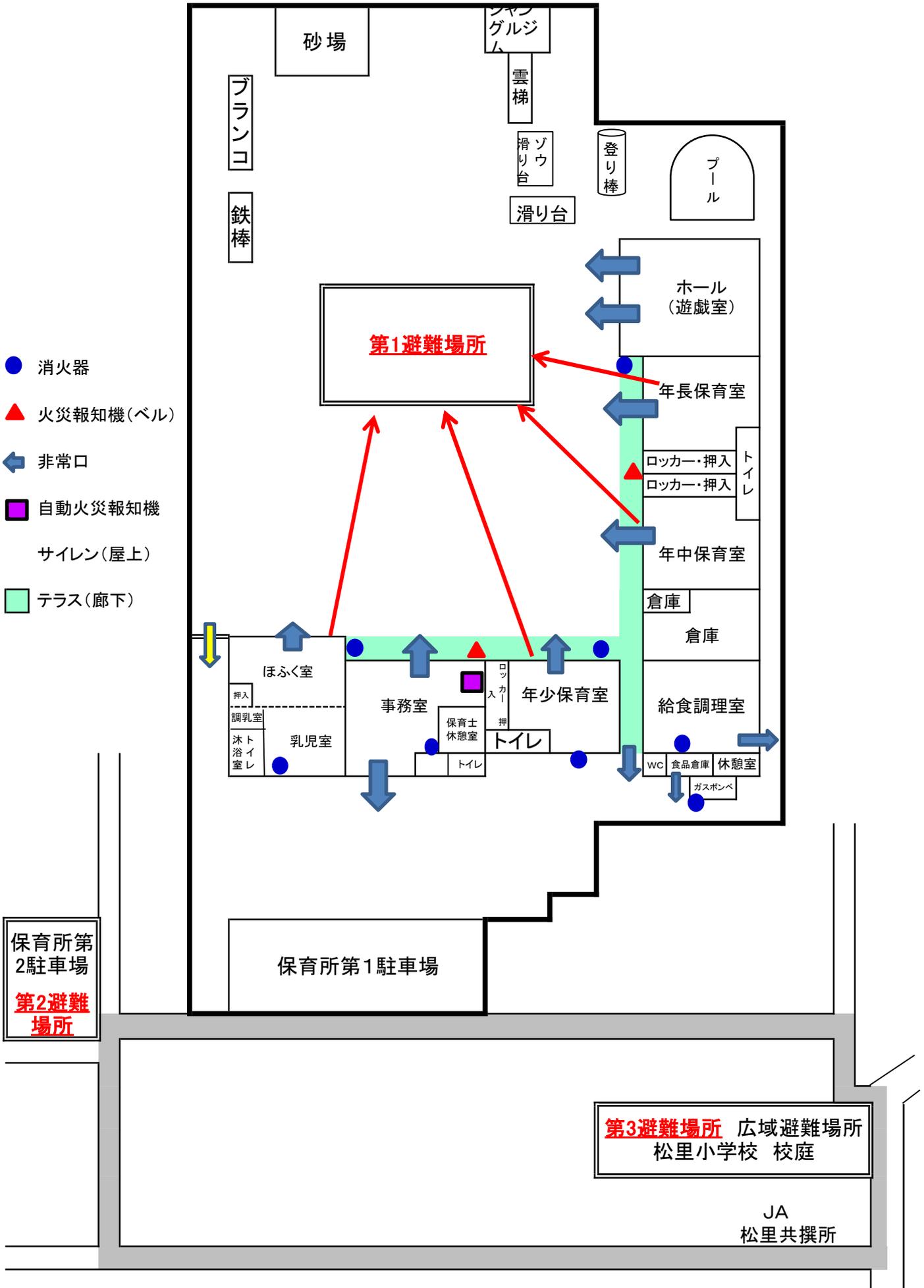
30 当所の利用開始、終了及び利用にあたっての留意事項

- ・ 市町村がおこなった利用調整により当所の利用が決定された時、かつ 保育・教育の実施について委託を受けた時に入所となります。
- ・ 当所の利用開始にあたり必要事項を記載した書面により、利用するお子さんの保護者とその内容を確認します。(重要事項説明書など)
- ・ 次のいずれかに該当する時は、保育・教育の提供を終了します。
 - (1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消した時
 - (2)支給認定保護者から保育所利用の取り消しの申し出があった時（退所届）
 - (3)市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めた時
 - (4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じた時

資料



甲州市立 松里保育所



甲州市立保育所延長保育促進事業実施要綱

(目的)

第1条 保育需要の多様化に伴い、甲州市立保育所(以下「保育所」という。)が自主的に延長保育を実施することにより、保育を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施保育所)

第2条 本事業は、松里保育所、奥野田保育所、東雲保育所及び大和保育所において実施する。

(対象児童)

第3条 対象児童は、保護者の勤務時間及び通勤時間等保育に欠ける理由があり、市長が正当と認めた児童とする。

(延長保育時間)

第4条 延長保育時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定児童

月曜日から土曜日まで 夕方 午後6時30分から午後7時まで

(2) 保育短時間認定児童

月曜日から土曜日まで 朝 午前7時30分から午前8時30分まで

月曜日から土曜日まで 夕方 午後4時30分から午後7時まで

(延長保育料金)

第5条 市長は、延長保育を実施した児童の保護者から、次に定める保育料を徴収する。

(申込手続き)

第6条 延長保育を希望する児童の保護者は、延長保育申請書を毎年年度初めに市長に提出し、年度途中から希望する場合もあらかじめ提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するようになった場合はその申請を取り下げなければならない。

(1) 勤務時間及び通勤時間等保育に欠ける理由がなくなった場合

(2) 虚偽の申込み及びその他不正な手続きにより延長保育申請をした場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(東日本大震災に対処するための保育料の免除)

2 当分の間、東日本大震災により被災し、避難(東日本大震災に起因する福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う避難を含む。)して来た児童であって、市から被災者支援カードの交付を受け延長保育を実施した場合においては、第6条の規定にかかわらず、当該児童の保護者からは延長の保育料を徴収しない。

附 則(平成23年6月1日一部改正)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年2月17日一部改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日一部改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

延長保育料金表(保育標準時間)

保育時間	保育料	特記事項
午後6時30分～午後7時	1回 50円	1月のうち20日を超えて延長保育を実施した場合は、月額1,000円を上限とする。

延長保育料金表(保育短時間)

保育時間	保育料	特記事項
午後4時30分～午後6時	1回 100円	1月のうち20日を超えて延長保育を実施した場合は、月額2,000円を上限とする。
午後4時30分～午後7時	1回 200円	1月のうち15日を超えて延長保育を実施した場合は、月額3,000円を上限とする。

延長保育料金は、翌月の初めに精算し徴収する

甲州市立保育所 延長保育申請書

年 月 日

甲州市長 鈴木 幹夫 様

保護者 住 所
氏 名
緊急連絡先

㊟

下記のとおり延長保育を申し込みます。

児童氏名	性別	生年月日	組	保育所名
	男・女	年 月 日	組	
	男・女	年 月 日	組	
	男・女	年 月 日	組	
延長保育希望理由 (具体的に)				
延長保育希望時間	標準時間	夕方 午後 6 時 30 分 ~ 午後 時 分		
	短時間	早朝 午前 時 分 ~ 午前 8 時 30 分		
		夕方 午後 4 時 30 分 ~ 午後 時 分		

※家庭状況※

母の勤務状況	勤務先名称		TEL	
	勤務先所在地			
	勤務形態	・常勤 ・パート ・自営 ・その他 ()		
	仕事の内容			
	勤務時間	平日	時 分 ~ 時 分	
		土曜日	時 分 ~ 時 分	
	通勤方法及び時間 (片道)	自宅から 保育園まで	徒歩・自動車	分
保育園から 勤務先まで		徒歩・自動車	分	

父の勤務状況	勤務先名称		TEL	
	勤務先所在地			
	勤務形態	・常勤 ・パート ・自営 ・その他 ()		
	仕事の内容			
	勤務時間	平日	時 分 ~ 時 分	
		土曜日	時 分 ~ 時 分	
	通勤方法及び時間 (片道)	自宅から 保育園まで	徒歩・自動車	分
保育園から 勤務先まで		徒歩・自動車	分	

別紙3

持ち物(3歳以上児)

* すべてのものに大きくわかりやすいなまえを書いてください。

品名	説明
帽子	☆カラー帽子を使用する。(2歳以上児は卒園まで同じ色)
服装	☆名札はカバンにいつもつけておいて下さい。 ☆ハンカチ、ティッシュをポケットに入れる習慣に下さい。 ☆咳等出る子は マスク着用 (替えのマスクもカバンに入れておいて下さい)
リュック	☆お弁当、箸、コップ、おたより帳、タオルがゆったり入るもの。 ☆自分でチャックの開け閉めがしやすいもの。
手提げ袋	☆着替え、タオル、洗濯物や本、作品などを入れます。
上履き 上履き袋	☆特に指定はありませんが 足にあったもの を用意してください。 ☆自分で出し入れしやすい物がいいです。
手拭きタオル	☆大きめのタオルへ ひもを付ける。毎日持ち帰ります。
着替え袋	☆ 大きめの布袋 が良いです。
着替え	☆ サイズや季節に合ったもの を用意して下さい。 ☆サイズのチェック、季節の入れ替えなど、時々持ち帰って交換して下さい。 ☆ 持ち帰った分の着替えの補充は、次の日に持って来て下さい。 ☆保育所で借りた服は、洗ったらすぐ返却して下さい。 また、返却時は保育士に一声かけてください。
巾着式 ビニール袋	☆汚れた衣服を持ち帰る巾着式ビニール袋にも名前を書いて持たせて下さい。
弁当箱 スプーン フォーク (または箸) コップ、袋	☆「給食・お弁当(主食)について」を参照。
歯ブラシ	☆年齢に合うものを用意してください。 キャップはいりません。毎日洗って下さい。 ☆必要に応じて取り替えて下さい。
出席ノート	☆毎日確認し、朝の 体温・体調を記入 してください。
午睡布団	☆午睡についてを参照
腰布団 防災クッション カバー	☆防災クッションを腰布団として使用します。クッションにカバーをつけてください。 ☆毎週持ち帰り洗濯しますのでカバーを作る場合はキルティング地がよいでしょう。 ☆作らない場合は専用カバー(購入)でも可です。
水筒	☆毎日持たせてください。水分補給及びうがいには使用します。 ☆麦茶、緑茶等お茶が好ましいです。※甘い物はいれなくてください。 ☆ 水筒の中は毎日洗って下さい。カビ等ある場合はハイター等で除菌して下さい。



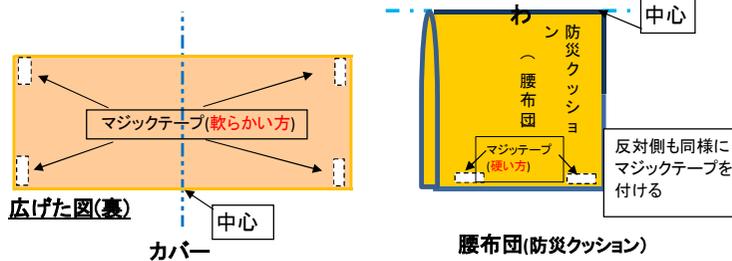
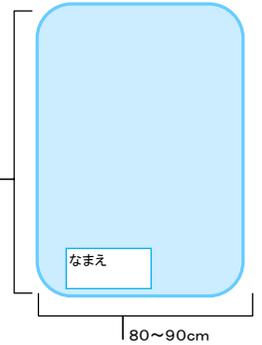
- ★ 主食は、必ず、家で用意してください。
- ★ 主食は、基本的に、白いごはんです。(食べきれぬくらいの量を持たせてください。)
- ★ おかず(副食)は、保育所で用意します。主食は、保温器で温めます。
- ★ お友だちのお弁当箱と重ねたりますので、**お弁当箱の上と下に必ず名前**を書いてください。(はがれないシールでも良いです。)
- ★ コップはプラスチックなど割れないものにして下さい。
- ★ スプーン・フォーク(または箸)箱はスライド式の物が良いと思います。
- ★ スプーン・フォーク(または箸)箱とコップが**ゆったり入る袋**と、お弁当箱が**ゆったり入る袋**を用意してください。
- ★ 各袋は毎日洗うようにして下さい。
- ★ スプーン・フォーク(または箸)については担任と相談してください。
- ★ おやつは、1日1回 (午後 3時15分くらい)です
- ★ O-157などの食中毒の心配がありますので、食事やおやつの持ち帰りはしません。



- ★ 敷布団は、家にあるもので結構ですが、子どもが扱いやすいもの(縦横120cm横80~90cmくらい)にしてください。
- ★ 上掛けも、家にあるもので結構ですが、子どもサイズのタオルケットや毛布などを用意してください。
気温に合わせて掛布団の調節をお願いします。
- ★ **数パットや防水シーツを利用する場合は、布団カバーの中にセットしてきて下さい。**



- ★ 洗うと縮んでしまうことがあるので少し**大きめに**作ってください。
- ★ マジックテープの硬い方を腰布団に縫いつけた方が良いでしょう。
- ★ 名前がはっきり分かるように書か、別布で名札のように付けてください。名前は両端(両面)に付けてください
- ★ 専用カバーの購入も可とします。



わからない時は何でも保育所へお問い合わせください!



別紙4

持ち物(3歳未満児)

* すべてのものに大きくわかりやすくなまえを書いてください。

品名	説明
帽子	☆カラー帽子を使用する。(2歳以上児は卒園まで同じ色)
服装	☆名札はカバンにいつもつけておくかカバンのポケットに入れておいて下さい。 ☆咳等出る子はマスク着用が可能なならお願いします(替えのマスクもカバンに入れて下さい)
リュック	☆おたよりファイル、食事前掛け、スプーンやフォーク、お手拭きタオル、コップなどがゆったりと入る物
手提げ袋	☆常時保育所で保管し、必要に応じて持ち帰ります。 ☆次の日には必ず保育所へ戻してください。
上履き 上履き袋	☆必要に応じて担任と相談の上用意していただくことがあります。
手拭きタオル	☆大きめのタオルへ ひもを付けて下さい。毎日持ち帰ります。
・着替え 着替え袋	☆担任と相談の上持たせてください。 ☆大きめの布製の袋が良いです。
・汚れ物用巾着式ビニール袋	☆汚れた衣服を持ち帰りますので、巾着式のビニール袋を1枚持ってきて下さい。 ☆持ち帰った分の着替えの補充は、次の日に持ってきて下さい。
紙オムツ 紙パンツ	☆家庭で使用しているものに1枚1枚名前を書いて袋のまま持たせてください。 ※朝履いてくるオムツにも名前を書いて下さい。 ☆オムツの数が少なくなりましたら担任よりお知らせしますのでご用意ください。
トレーニングパンツ	☆トレーニングパンツは成長に応じて使用します。
《食事前》	☆前掛けは3枚持ってきてください。(2歳児さんは2枚で3歳児進級が近くなると必要なくなります)市販のものも可ですが、使いづらい物もあるので担任にご相談ください。
・前掛け	
・コップ	☆小さめのコップがよいです。
・スプーン フォーク	☆スライド式のケースに入れてください。
・布袋	☆スプーンとフォークとコップが一緒に入る布袋。
・おしぼり タオル	☆おやつや給食の時、濡らして口のまわりや手を拭きます。 毎日消毒したきれいなものを乾かして持たせて下さい。(3枚)
・巾着式 ビニール袋	☆使用後の汚れたエプロン・おしぼりを入れる巾着式のビニール袋を1枚持たせて下さい。(衛生面から、時々新しいものに替えてあげて下さい)
午睡用布団	☆午睡についてを参照(左記)
(1~2歳児)腰布団 (防災クッション) カバー(左記参照)	☆防災頭巾を腰布団として使用します。頭巾にカバーをつけてください。 ☆毎週持ち帰り洗濯しますのでカバー作る時はキルティング地がよいでしょう。 ☆作らない場合は専用カバー(購入)でも可です。
水筒	☆毎日持たせてください。水分補給及びうがいには使用します。 ☆水筒の中には麦茶、緑茶等お茶、または白湯をお願いします。 ☆同じ水筒の子と見分けがつくように上部の分かりやすいところに名前を書いて下さい。
おたよりファイル	(2歳児) ☆毎日体温を計り、必要事項を必ず記入して持たせてください。
乳幼児連絡帳	(0・1歳児) ☆睡眠や食事の時間や内容等詳しく記入して下さい。



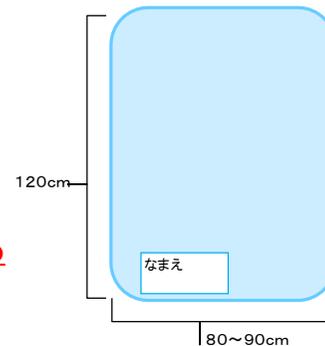
給食・おやつについて

- ★ 主食は、保育所で用意します。
- ★ おかず(副食)も、保育所で用意します
- ★ スプーン・フォークについては担任と相談してください
- ★ おやつは、午前(9:30頃)と午後(15:15頃)の2回あります
- ★ 0-157などの食中毒の心配がありますので、食事・おやつを持ち帰りはしません。



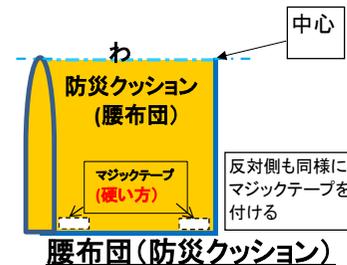
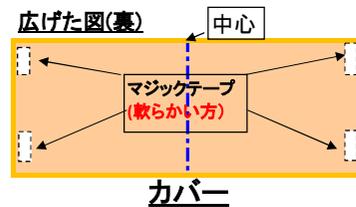
午睡布団について

- ★ 敷布団は、家にあるもので結構ですが、子どもが扱いやすいもの(縦横120cm横80~90cmくらい)にしてください。
- ★ 上掛けも、家にあるもので結構ですが、子どもサイズのタオルケットや毛布などを用意してください。気温に合わせて掛布団の調節をお願いします。
- ★ 敷パットや防水シーツを利用する場合は、布団カバーの中にセットしてきて下さい。



防災頭巾 兼 座布団のカバー

- ★ 洗うと縮んでしまうことがあるので少し大きめに作ってください。
- ★マジックテープの硬い方を腰布団に縫いつけた方がよいです。
- ★ 名前がはっきり分かるように書か、別布で名札のように付けてください。
- ★ 名前は両端(両面)に付けてください
- ★ 専用カバーの購入も可とします。



わからない時は何でも保育所へお問い合わせください!



緊急連絡票

園児名

連絡して欲しい順に記入して下さい

	電話《携帯電話でも良い》	名前	続柄
1			
2			
3			

発熱の場合通常**37.5℃以上**になったら様子を連絡することになって
いますが、一人一人平熱が違いますので食欲がなかったり、顔色や
機嫌が悪い時、下痢・嘔吐があった時も連絡いたします。

検温のお願い

保育中に体温が上昇したとき、高熱の判断を
するため、お手数ですが、家庭で体温を測り提出
してください。

氏名				組
月	日	度	分	平均体温 (平熱) 度 分
月	日	度	分	
月	日	度	分	

検温の方法

午前中のおおよそ決めた時間で、機嫌のよいときに体温計で
1日1回として体温を測る。

3日分の体温を記入して、その平均体温を記入する。

できれば、1日の体温の変動も把握しておいてください。



別紙6

担当医様

感染症に罹患した園児の登園が可能となりましたら下記『登園許可証』にご記入いただけますようお願い申し上げます。

なお、保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために保育所生活が可能となった状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

甲州市立 松里保育所
奥野田保育所
東雲保育所
大和保育所

登園許可証

保育所名 松里保育所 奥野田保育所
 東雲保育所 大和保育所

園児名 _____ (_____ 組)

感染症名 _____

集団生活に支障がない状態となつたので、____年 ____月 ____日より
登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が出なくなるまで、または抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	熱が下がった後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺炎後4日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん(三日ばしか)	発しん出現の前7日から後7日間	発しんが消えるまで
水痘(みずぼうそう)	発しん出現の前1日からすべての発しんがかさぶたになるまで	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状がなくなった後2日間を経過するまで
結核	感染しても臨床症状出現は一樣ではない	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	1～10日	
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	便中に菌が排出されている期間	
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	
急性出血性結膜炎(アポロ病)	発病してから5～7日	
手足口病	のどから1～2週間 便から3～4週間	
伝染性紅斑(りんご病)	かぜ症状～発しんが出現するまで	
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになるまで
突発性発しん		解熱し機嫌がよく、全身状態がよいこと
アタマジラミ		登園可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
水いぼ		直接、部位に触るとうつる可能性があるためプールの時は注意する
伝染性膿痂疹(とびひ)	水疱から膿の出る間	登園可能(プール、入浴は避ける)

※ 第1種学校感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)、他コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフスなどは治癒するまで

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ登園停止期間について (参考)

新型コロナウイルス感染症

◇登園の条件

～発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで～

- ※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」は、発症した日や症状が軽快した日の翌日から計算します。
- ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善された状態のことです
- ※無症状の感染者に対する出席停止期間は、検査を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。
- ※登園停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては基本的に想定されていません。



インフルエンザ

◇登園の条件

～発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった後3日を経過するまで～

- ※「発症した後5日を経過」や「熱が下がった後3日を経過」は、発症した日や熱が下がった日の翌日から計算します。

例	発症日	発症後5日間 (登園停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 <u>1日目に</u> 解熱した 場合		解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園OK! 		
発症後 <u>2日目に</u> 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園OK! 		
発症後 <u>3日目に</u> 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園OK! 	
発症後 <u>4日目に</u> 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園OK!

令和6年度 松里保育所 避難訓練年間計画表

月	災害種別	災害場所	園児の状況	予告	避難場所	連携 (消防署・ 保護者)	目的	方法・留意点
4	地震・火災 (総合)		一斉保育中	する	各保育室→ ホール		避難訓練の意味と災害の 種類について知らせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ集団に慣れていない園児がいるので各クラスで訓練を予告。 ・放送での指示によりホールに集合し、避難訓練の話を書く。 ・紙芝居を通し災害について知ったり、避難訓練の意味を知らせる。 ・防災頭巾のかぶり方を知らせる。
5	地震		戸外遊び中	する	第1避難 場所 (園庭中央)		戸外遊び中は園庭中央に速やかに 避難することを知らせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・放送の指示や職員の指示をしっかりと聞いて行動する。 ・遊具で遊んでいるときに地震が起きたら、すぐに遊具から降りて 避難することを確認する。 ・人員確認をしっかりとこなう。(未満児の保護、逃げ遅れないか確認)
6	火災	調理室	一斉保育中	する	第1避難場所		放送で調理室からの出火を聞き 保育士の指示に従う。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常ベルを聞き慌てず、誘導旗のところ(第1避難場所)に避難。 ・第2、第3避難場所を知らせる。 ・園児の年齢差、個人差を把握し安全を確認する。
7	地震・火災		プール活動中	なし	プール→ 第1避難場所		プール中の避難の確認をする。 また夏の火災(花火など)について 知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れている間は慌ててプールから出ない。(水の事故:二次災害の恐れ) ・大きな揺れが収まったらプールから上がり、タオルをかけて避難する。 ・裸足での避難になるので日頃から園庭の整備をおこなっておく。
8	地震(中震)		一斉保育中	する	各保育室 机の下→ 第2避難 場所		地震が強くなることを想定し、次の 行動がとれるよう知らせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下で姿勢を低く、頭や体を守って揺れが収まるまでじっと 動かない。(ドロップ・カバー・ホールドオン！) ・静かに放送に耳を傾け、次の指示で速やかに屋外へ避難する。 (靴を履いて第1避難場所に避難→第2避難所へ移動)
9	地震・引渡訓練 (警戒宣言発令)		降園準備中	なし	各保育室 机の下→ 第1避難場所 (園庭中央)	保護者に 引渡	『震度5強以上の大規模地震及び 「警戒宣言」が発令された場合の対応 について』別紙8(市子育て支援課課) に基づき非常時園児引渡し訓練を おこなう。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生を知り、机の下に避難する。その後放送で指示に従う。 (揺れが収まったら防災頭巾をかぶって靴に履き替える) ・園庭中央にクラス別に集合整列し人員確認、迎えを待つ。 ・引渡しカードと引き換えに迎えに来た保護者と連携をとり訓練する。 ・安全に保護者に園児を引き渡す。
10	火災	保育所 西隣	戸外遊び中	する	第3避難場所	保護者に 第3避難場 所を周知	近隣火災を知らせ身支度・帰宅 準備をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の目的をしっかりと話し、帰宅準備をし第3避難場所に避難し 保護者の迎えを待つ。 ・保護者に第3避難場所を前もって周知確認しておく。 ・園の外への避難は交通事故などにも注意し誘導する。
11	火災・通報 (消防署との訓練)	近隣から	一斉保育中	する	第1(未満児 室前)→第2 避難場所	消防署(自衛 消防訓練通 知書提出)	初期消火訓練と通報訓練をしな がら、園児の安全を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全を確認し、通報訓練・消火訓練をそれぞれ分担し 速やかに実施する。 ・火災の恐ろしさ、火遊び・ライター等は、いたずらしないことを DVDや消防署員から指導していただく。(防火教室)
12	地震 (中震)		一斉保育中	なし	各保育室 机の下→ 第1避難場所		地震が収まるまで(ドロップ・カバー・ ホールドオン！)自分の身は自分で 守ることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・上履きをはいたまま第1避難場所に避難する。 ・訓練がマンネリ化しないよう、職員も緊張感をもち、言葉かけしながら 誘導する。 ・地震に伴って火災が発生する場合もあることを知らせる。
1	火災	配電盤	午睡準備中	なし	第1避難所 (園庭:未満 児室前)		未満児を救出する。 落ち着いて放送の指示に従う。	<ul style="list-style-type: none"> ・給食後午睡準備の時間帯での訓練を経験。 ・3歳未満児クラスでは寝始める子もいるので、職員間の連携を取り合う。 ・布団の中に園児が残っていないか確認する。 ・上履きを履いたまま避難する。
2	地震		朝の自由 遊び中	なし	それぞれの 活動している 場所→第1 避難場所		遅番勤務の職員や園児が全員登園 していない時間帯で、担任以外の保 育士の指示に従って避難する。 (職員にも非通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びに集中している中での訓練を経験する。 ・いっような事態でも冷静に対処できるよう、職員間で何をしたら 良いのか確認しておく。
3	地震・火災	地震後調理 室から出火	自由遊び中	なし	机の下/園庭 中央→第2 避難場所		1年間の避難訓練を振り返り、約束 事を再確認する	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の時の避難方法、火災の時の避難方法をそれぞれ再確認する。 ・災害はいつどのような状況で起こるかかわからないので、様々な状況 に応じた訓練を繰り返していくことの大切さを知らせる。 ・職員間でも避難訓練についての反省をする。

その他の危険に対する訓練

月	災害種別	園児の状況	予告	避難場所	連携	ねらい	方法・留意点
5	不審者	戸外遊び中	なし	園庭→ 保育室	セコム 警察	不審者が来た際の避難の方法を知る。 怖がらず、すみやかに行動できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭への不審者の侵入を防ぐため9:00に施錠する。 ・避難のための合言葉 「〇〇の部屋で鉛をあげるので急いで来てください！」 ・人数の確認をしっかりとこなう。 ・職員はセコムへの非常ボタン、警察への通報など誰でもできるようにする。また、さすまたの取り扱いも確認する。
7	雷	戸外遊び中	なし	園庭→ 各保育室		雷の音が聞こえたら、すみやかに室内へ避難するということを知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・停電も想定されるため、懐中電灯を確認を日頃からしておく ・テレビ等コンセントを抜く ・室内の真ん中で電気機器から離れるように避難する。
8	台風 / 水害 (大雨洪水警報)	一斉保育中	あり	各保育室→ ホール	緊急連絡網 で保護者へ 連絡	台風時の避難の方法を知る。 台風接近と共に大雨洪水警報の発令により保護者の迎えを待つ。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報や警戒情報に留意し、情報収集に努める。 ・風に飛ばされそうなものを事前に確認し、撤去または固定する。 ・窓から離れて過ごすようにする。
2	不審者	園外保育(お散歩)中	なし	園外→ 最寄の住宅	保育所 (子育て支援課) 警察	不審者に出会った際の避難の方法を知る。 怖がらず、すみやかに行動できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩の際はあらかじめ避難ができそうな場所を確認しておく。 ・散歩に出る際、職員は警報音の鳴る横断用の棒、携帯電話を必ずもっていく。 ・人数の確認をしっかりとこなう。 ・職員は保育所(または子育て支援課)、警察への通報など誰でもできるようにする。

* その他、野犬(野生動物等)の侵入や早朝、延長保育時、土曜保育時の災害や危険についても職員間で話し合い、少ない職員での避難誘導の方法について確認する。

* 緊急時には、送迎時の保護者や隣家などの協力も要請していく。

* 職員は園児の安全を第一に考え(判断)行動し、自分の身も守る。

* 園児の不安を取り除くように絵本を読んだり、お話や手遊びなど、職員が冷静に行動し保護者の迎えを待ち、確実に引き渡す。

震度5強以上の大規模地震に係る「警戒宣言」が発令された場合の対応について

甲州市では、東日本大震災を教訓とし、大規模地震発生に際し保育所や認定こども園に通園する園児の安全を第一に考え、震度5強以上の大規模地震に係る「警戒宣言」が発令された場合は、下記のとおり対応いたします。保護者の皆様におかれましては、各家庭で内容を確認していただくとともに、有事の際に適切な行動がとれますようご理解とご協力をお願いします。

大地震発生（甲州市で震度5強以上を想定）
多くの家庭等に倒壊などの被害がでるような大地震発生時

園児が保育所にいるとき

◎引き渡し

- ①保護者又は家族や引き取りを依頼された方が迎えに来るまで、園児を保育します。
- ②地震発生後火災などにより、指定の避難場所等に避難の際には、避難場所がわかるよう保育所に張り紙をして行きます。
- ③園児を引き取る際には、引き渡しカード持参のうえ、必ず職員に声をかけ、名簿に時間と署名をしてからお帰りください。

注意：引き渡しカードを園で保管または引き渡しカードを使用しない園もあります。

【留意点】

※震度5強以上の場合、保育所等から「引き取り開始の連絡」はしませんが、原則としてお迎えをお願いします。

※保育所等への電話連絡はご遠慮下さい。

電話連絡が殺到しますと、電話回線がパンク状態となり必要な連絡が出来なくなる可能性があります。

※震度5弱以下の場合には、園舎の安全を職員が確認後、通常通り保育します。

※注意情報等により、お迎えに来ていただいても結構です。

園児が自宅にいるとき 登園途中のとき

◎自宅待機

- ①大地震発生及び警戒宣言が発令された場合には、登園させないで自宅待機をお願いします。
各家庭での約束事に従い、安全に過ごしてください。
- ②登園については、被害の状況等を総合的に判断して、安全が確認され登園再開の連絡があるまで、自宅待機となります。

※調理室の安全が確認され食材の調達が可能となるまで、お弁当持参をお願いすることになります。ご協力ください。

※「すぐーる」、防災行政無線を活用するなど、保護者への情報発信を行います。



甲州市役所 子育て支援課 保育・児童担当

☎0553-32-2111(代表)

☎0553-32-5081(直通)

避 難 場 所

(災害から、身の安全を確保するところ。広い場所など。)

(順不同)

	保 育 園 名	避 難 場 所
1	塩山愛育園	県立産業技術短期大学校(指定避難場所)
2	泉保育園	鈴宮神社境内・向嶽寺境内
3	みいづ保育園	井尻小学校(指定避難場所)
4	たんぽぽ保育園	第1) こども園園庭 第2) こども園東側駐車場 第3) こども園ひろば 第4) 塩山南小学校(指定避難場所)
5	千野保育園	第1) 慈徳院駐車場上下 第2) 塩山北公民館(指定避難場所) 第3) 塩山北小学校(指定避難場所)
6	赤尾保育園	第1) 赤尾保育園園庭 第2) 赤尾保育園南駐車場 第3) 大石神社
7	岩崎保育園	岩崎保育園駐車場
8	松里保育所	松里小学校校庭(指定避難場所)
9	奥野田保育所	奥野田小学校(指定避難場所)
10	東雲保育所	東雲小学校校庭(指定避難場所)
11	大和保育所	第1) 大和保育所園庭 第2) 大和小学校(指定避難場所) 第3) 大和支所
12	塩山カトリック幼稚園	県立産業技術短期大学校(指定避難場所)

別紙9

(おもち)

園児引渡しカード (松里保育所 Tel.0553-33-4130)			
園児名		生年月日	H・R 年 月 日
保護者氏名		血液型	型
Tel (自宅)		性別	男 女
住所	みほん		
氏名			
引受人	住所		
	電話		

(おま)

非常時園児引渡しカード記載と保管について

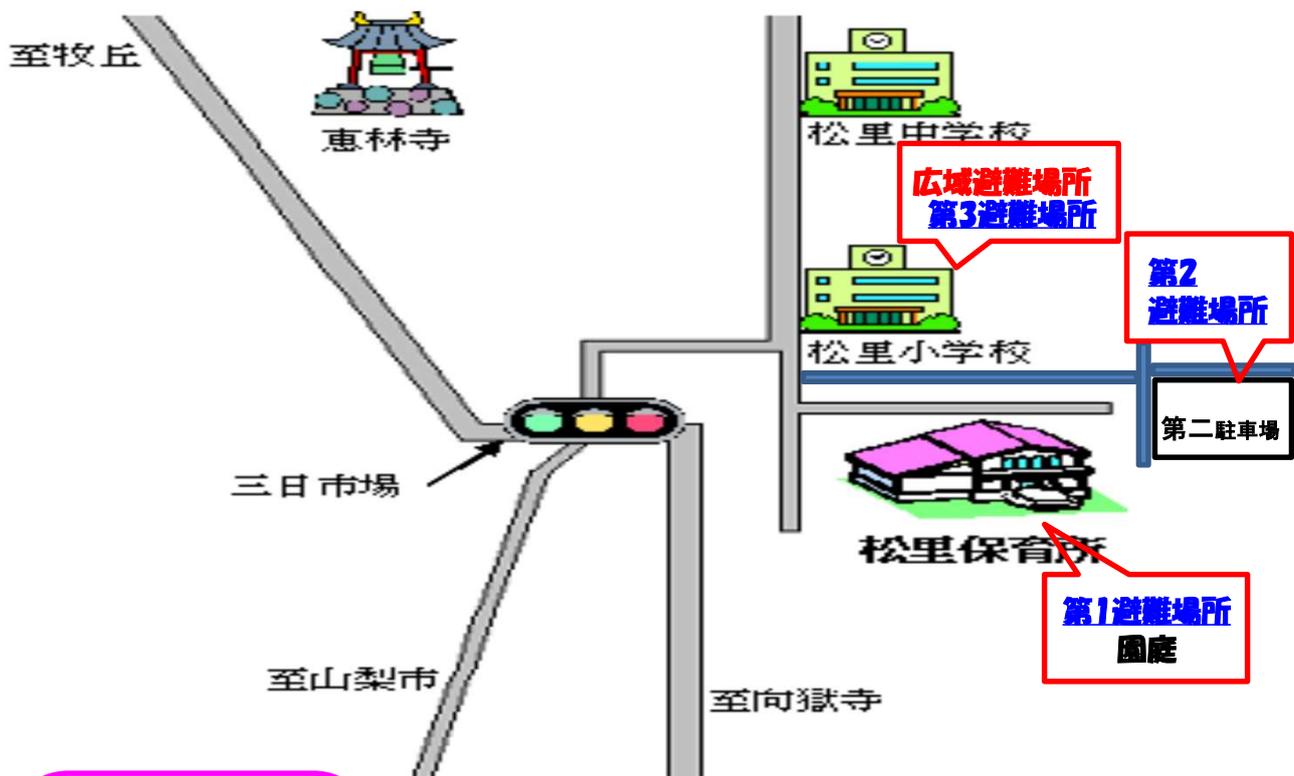
このカードは、非常時にお子さまを保護者（ご家族）に安全確実に引き渡すため、保育所がお迎えの方を確認するために使うものです。お迎えに来ることができそうな方は、全員このカードを財布や免許証などに入れ常時携帯しててください。災害時など緊急のお迎えの際には必ずこのカードをご提示ください。

みほん

* 卒園するまでこのカードは使用します。



松里保育所 避難場所



・常に引渡しカードを持ってください。

・子育て支援課から出されている震度5強以上の大規模地震及び「警戒宣言」が発令された場合の対応についてをお読みください。

別紙8

*避難場所について

- ・第1避難場所：園庭またはホール及び未満児保育室
- ・第2避難場所：第二駐車場
- ・第3避難場所：松里小学校（広域避難場所）

*万が一保育所にいることが危険な場合は、保育所の外へ避難します。（第2、第3避難場所）その際は掲示をしていきます。

*園児を引き取る際には《園児引渡しカード》を持参してください。

*注意情報等により、ご家庭の判断でお迎えに来ていただいても結構です。

*「引き取り開始(依頼)の連絡」はしません。ただし震度5強以上の場合は原則としてお迎えに来てください。震度5以下の場合には園舎の安全を職員が確認後、通常通り保育をしますがご家庭の判断でお迎えに来ていただいても結構です。

*保育所への電話はご遠慮ください

電話連絡が殺到しますと、電話回線がパンク状態となり必要な連絡ができなくなる可能性があります。

*全員がお迎えに来るまで必ず職員はいます。水、食糧などの備蓄もあります。

*災害や伝染病等により保育所の給食室の使用が困難な状況になった場合は、専門業者に給食調理、運搬業務を委託します。

利用者各位

甲州市立松里保育所

「苦情等申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、保育所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

保育所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

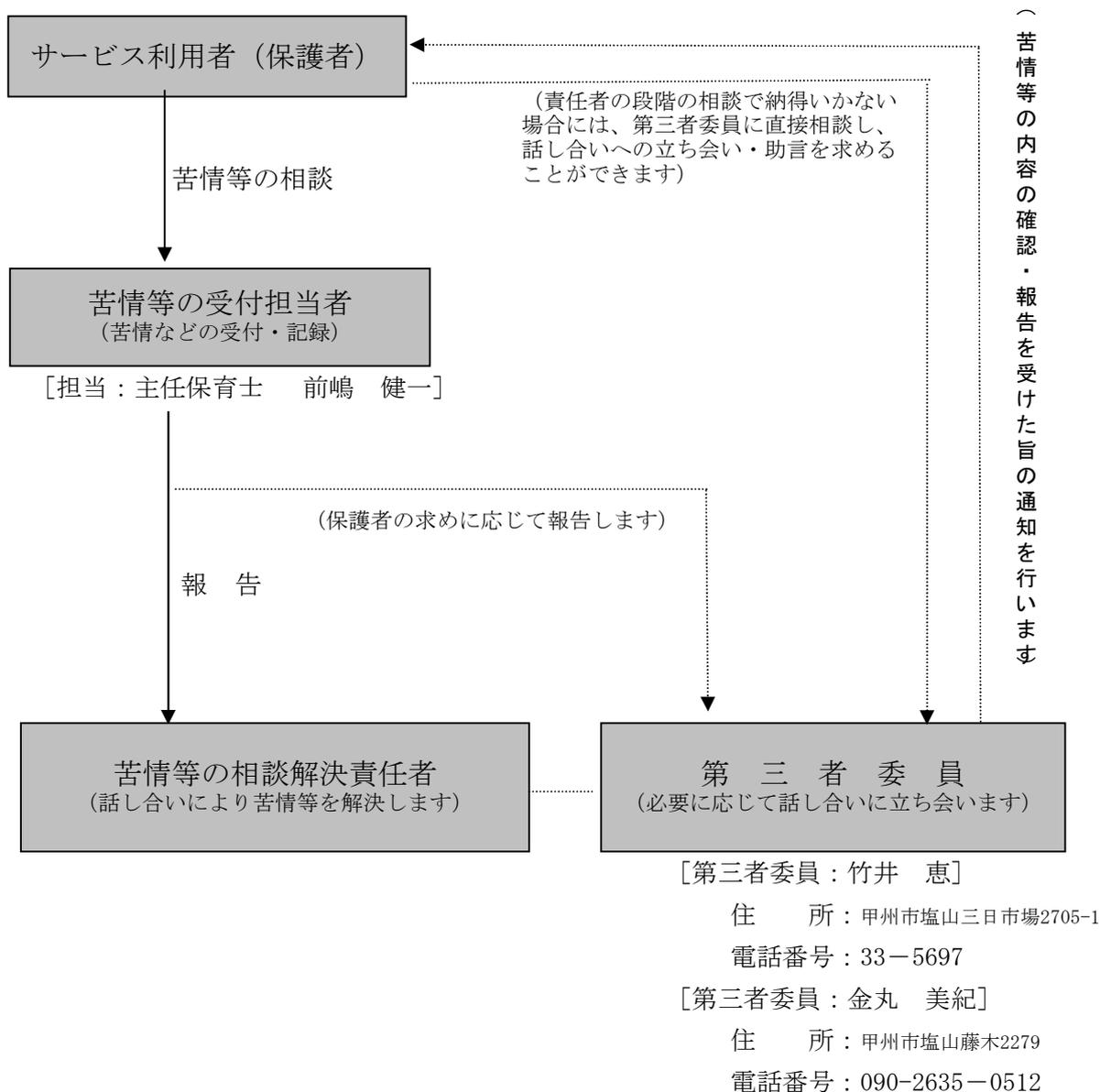
1. 苦情解決責任者 (保育所長) 金子 久恵
2. 苦情受付担当者 (主任保育士) 前嶋 健一
3. 第三者委員 (1) 竹井 恵 【連絡先：33-5697】
(2) 金丸 美紀 【連絡先：090-2635-0512】
4. 苦情解決の方法
 - (1) 苦情の受付
苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
 - (2) 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
 - (3) 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。
なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行ないます。
 - ア. 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
 - (4) 「山梨県運営適正化委員会」の紹介
保育所で解決できない苦情は、社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会に設置された山梨県運営適正化委員会に申し立てることができます。

山梨県運営適正化委員会の連絡先:

〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 TEL:055-254-1820 FAX:055-254-1821

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

甲州市立 松里保育所



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。

※以上の仕組みで解決できない苦情等は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に設置された山梨県運営適正化委員会に申し立てることもできます。

山梨県運営適正化委員会の連絡先：

〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 TEL：055-254-1820 FAX:055-254-1821